

○学校法人東海大学外部研究費受入処理規程

(制定 2000年4月1日)

改訂	2006年4月1日	2009年4月1日
	2012年4月1日	2013年4月1日
	2019年4月1日	2023年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東海大学（以下「この法人」という。）が、外部諸機関から受け入れる研究費（以下「外部研究費」という。）の経理に関して、「学校法人東海大学経理規程」のもとに合理的な運用を図るため必要な事項を定める。

(定義)

第2条 外部研究費とは、次の各号に定めることをいう。

- (1) 企業及び国・地方公共団体等からの委託研究契約により受け入れる研究費（以下「受託研究費」という。）
 - (2) 企業及び国・地方公共団体等からの共同研究契約により受け入れる研究費（以下「共同研究費」という。）
 - (3) 国・地方公共団体等からの交付決定通知書等により補助金として受け入れる研究費
 - (4) 国・地方公共団体等からの交付決定通知書等により直接経費を預り金として受け入れる研究費（以下「預り金研究費」という。）
 - (5) 前号の預り金研究費のうち、文部科学省科学研究費助成事業及び厚生労働科学研究費補助金（以下「科学研究費」という。）
 - (6) 企業等から学術研究の奨励を目的として受け入れる研究寄付金・研究助成金で、寄付者等に対して対価性のない研究費（以下「特別学術研究費」という。）
 - (7) この法人の教員による研究指導等を目的に研究員・研修員として学外機関から受け入れる研究費（以下「研究員・研修員指導料」という。）
- 2 一般管理費とは、外部研究費の直接経費を執行するに当たり発生する、管理部門に係る経費をいう。
- 3 競争的資金の間接経費とは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に沿って用途を定め、直接経費に対して一定比率で手当てし、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費とし、機関が使用する経費をいう。
- 4 競争的資金以外の間接経費は、第2項の定義による。
- 5 本条第1項に定める外部研究費の具体的な取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 受託研究費
取扱いについては、「学校法人東海大学受託研究取扱規程」に定める。
 - (2) 共同研究費
取扱いについては、「学校法人東海大学共同研究取扱規程」に定める。
 - (3) 科学研究費
取扱いについては、「学校法人東海大学科学研究費取扱規程」に定める。
 - (4) 特別学術研究費

取扱いについては、「学校法人東海大学特別学術研究費取扱規程」に定める。

(5) 研究員・研修員指導料

取扱いについては、「学校法人東海大学研究員・研修員規程」に定める。

(業務の範囲)

第3条 この規程における業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 外部研究費の受け入れに関する事項
- (2) 外部研究費の運用に関する事項
- (3) 外部研究費の予算及び決算に関する事項
- (4) 外部研究費の税務に関する事項

(外部研究費の執行)

第4条 外部研究費の執行については、原則として外部研究費の入金後とする。ただし、国・地方公共団体等の公的機関との債務負担行為については、契約成立後又は交付決定通知書等の受領を原則として、その内容に基づき研究費の執行を認める。

- 2 外部研究費の年度終了後（ただし、受託研究費は契約期間終了後）の取扱いは、研究促進費として別に定める「学校法人東海大学外部研究費受入処理規程運用細則」（以下「運用細則」という。）により取扱う。

(事務管理責任者)

第5条 事務管理責任者は、各機関及び各校舎の研究事務担当所属長とする。

(物品等の調達、管理及び処分)

第6条 外部研究費による物品等の調達、管理及び処分については、「学校法人東海大学物品調達規程」、「学校法人東海大学固定資産及び物品管理規程」、「学校法人東海大学固定資産及び物品管理施行細則」に準じ、取得した物品等は、原則この法人に帰属する。ただし、国・地方公共団体等からの外部研究費については、経費交付元の規程等を優先して取扱う。

(専任教職員人件費)

第7条 専任教職員の人件費を委託研究契約等に計上する場合の取扱いは、教職員の資格ごとに別の定めにより取扱う。

(臨時雇用者の人件費)

第8条 臨時雇用者の人件費の取扱いは、本条各項に定めるとおりとする。ただし、国・地方公共団体等からの外部研究費については、経費交付元の規程等を優先して取扱う。

- 2 研究代表者のもとで、特定研究員として従事する場合の人件費については、「学校法人東海大学特定研究員規程」による。

- 3 研究代表者のもとで、事務又は技術補助者として従事する場合の人件費については、原則として「学校法人東海大学臨時職員規程」による。

(一般管理費)

第9条 一般管理費の取扱いについては、別途運用細則に定める。

(間接経費)

第10条 間接経費の取扱いについては、別途運用細則及び「学校法人東海大学競争的資金間接経費の取扱に関する内規」に定める。

(旅費)

第11条 外部研究費により出張する場合は、原則として「学校法人東海大学内国旅費規程」及び「学校法人東海大学外国旅費規程」による。

(予算・決算)

第12条 外部研究費（預り金研究費及び科学研究費を除く）の予算・決算に関する取扱いは、別途運用細則に定める。

(その他)

第13条 この規程に定めのない事項については、所管する研究担当と協議の上、稟議により承認を受けて実施する。

(事務)

第14条 この規程の改廃に関する事務は、学長室が担当する。

付 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

付 則（2023年4月1日）

この規程は、2023年4月1日から施行する。